

介護予防訪問サービス サービスコード表

今回改正箇所     

区分	サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
	種類	項目						
基本報酬 コード	A 2	1111	介護予防訪問サービスⅠ	介護予防訪問 サービス費(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	1,176	1月につき	
	A 2	2111	介護予防訪問サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週1回程度)	39	1日につき	
	A 2	1211	介護予防訪問サービスⅡ	介護予防訪問 サービス費(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	2,349	1月につき	
	A 2	2211	介護予防訪問サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2 (週2回程度)	77	1日につき	
	A 2	1321	介護予防訪問サービスⅢ	介護予防訪問 サービス費(Ⅲ)	要支援2 (週2回程度を超える)	3,727	1月につき	
	A 2	2321	介護予防訪問サービスⅢ日割		要支援2 (週2回程度を超える)	123	1日につき	
	A 2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算		1月につき
	A 2	4001	介護予防訪問サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
	A 2	4003	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
	A 2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	1月につき
	A 2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
	A 2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A 2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A 2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき	
A 2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A 2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき	
A 2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		1月につき	
A 2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算			
A 2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算			
A 2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算		1月につき	
A 2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算			
A 2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算		1月につき	